**令和３年度　多良間村職員採用候補者選定試験実施要領**

この試験は、多良間村職員の採用候補者を決定するために行うものです。この実施要領をよくお読みのうえ、申込書に記入し提出願います。

○受付期間　令和３年１０月５日（火）～令和３年１０月２５日（月）

　　　　　　※令和３年１０月２５日（月）必着

　　　　　　午前8時30分～午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝祭日等を除く）

○受付場所　多良間村役場総務財政課（TEL（0980）79－2011）

　　　　　　〒906－0692　沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99－2番地

○試験日　　第一次試験　令和３年１１月７日（日）

○試験会場　多良間村役場　２階会議室

**１ 試験区分、採用予定者数及び職務内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験区分 | 勤　務　先 | 採用予定数 | 職　務　内　容 |
| 行政職 | 村　　　内 | 若干名 | 行政事務全般に従事します。 |
| 保育士職 | 村　　　内 | １名 | 保育業務に従事します。 |
| 保健師職 | 村　　　内 | １名 | 保健師に係る専門的職務に従事します。 |
| 消防事務職 | 消防事務所 | １名 | 消防事務に従事します。 |

**２ 受験資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 試験区分 | 受　験　資　格 |
| 行政職 | 1. 平成3年4月2日から平成1５年4月1日までに出生した者   ※ 臨時職員として本村に在職しているものに関しては昭和57年4月2日から  平成15年4月1日までに出生した者  ②　学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学を卒業した者  ③　高等学校卒業及び卒業見込み又は同等以上の資格を有すると認められる者 |
| 保育士職 | 1. 昭和57年4月2日から平成1５年4月1日までに出生した者 2. 保育士資格を有する者または令和４年3月31日までに免許・資格取得見込みの者 |
| 保健師職 | 1. 昭和57年4月2日から平成1５年4月1日までに出生した者 2. 保健師免許を有する者または令和４年3月31日までに免許取得見込みの者 |
| 消防事務職 | 1. 昭和57年4月2日から平成1５年4月1日までに出生した者 2. 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学を卒業した者 3. 高等学校卒業及び卒業見込み又は同等の以上の資格を有すると認められる者 4. 大型自動車運転免許証を有する者又は令和４年3月31日までに免許を取得す   る見込みのある者 |

**３ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。**

・日本国籍を有しない者

・地方公務員法第16条に該当する者

➀ 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に科せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者。

③ 多良間村において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

　④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した者

**４ 試験の日時・場所**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 日　 時 | 試験会場 | 試験区分 |
| 第一次試験 | 令和３年11月７日（日）  9時00分～12時00分 | 多良間村役場  二階会議室 | 筆記試験 |
| 第二次試験 | 第一次合格者に通知する | 多良間村役場  二階会議室 | 作　　文  口述試験 |

※採用試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について実施する

**５ 試験の方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 試験区分 | 内　　　　容 |
| 教養試験 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について初級程度の筆記試験 |
| 専門試験 | 専門職員として必要な専門的知識及び知能と、公務員としての一般的知識等についての筆記試験 |
| 口述試験 （共通） | 主として人物及び適応性等について個別面接による試験 |

**6　申込み方法**

(1) 申込用紙の配布方法及び配布期間

①　配布方法

|  |  |
| --- | --- |
| 直接受け取る方法 | 多良間村役場総務財政課にて配布します。 |
| ダウンロードで  入手する方法 | 多良間村ホームページ（http://www.vill.tarama.okinawa.jp）より受験申込書等の様式をダウンロードできます。  ・申込書：Ａ４の白紙に印刷してください。  ・履歴書：Ａ３の白紙に印刷してください。 |

②　配布期間 ： 令和３年１０月５日（火）から令和３年１０月２５日（月）

※直接受け取る場合：土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受験申込み方法

　　①　受験申込先 ： 多良間村役場　総務財政課　人事・給与係

　　②　提出書類

ｱ) 受験申込書（写真添付）　　　　　　　１部

ｲ) 履歴書（写真添付）　　　　　　　　　１部

　　　※保健師職及び幼稚園教諭・保育士職については、資格・免許等の写し。取得見込みの場合は取

得後すみやかに提出すること

③　提出方法 ： 直接多良間村役場へ持参または郵送して下さい。

④　受付期間 ： 令和３年１０月５日（火）から令和３年１０月２５日（月）（土・日曜日は除く）

⑤ 受付時間 ： 午前８時３０分から午後５時１５分まで

　　　※　**受験申込書の受付締め切り後は、いかなる理由があっても受付はいたしません。**

　　　※　代理人による窓口での受付が可能です。

※　郵送の場合、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、**簡易書留**にて送付してください。

送付先：〒906-0692　多良間村字仲筋99番地2　多良間村役場総務財政課人事・給与係　宛

**令和３年１０月２５日（月）着まで受付。**

**7 受験票の交付**

　受験資格審査の結果、申込書を受理した時は、受験票を郵送します。

**8 合格者の決定及び発表**

　(1)　決定方法

第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、最終合格者を発表します。

　(2)　第一次試験及び第二次試験合格者について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一次合格者の発表 | 令和３年１１月下旬 | 多良間村役場玄関前及び多良間村のHPに受験番号を掲示するほか合格者へ通知します。 |
| 第二次合格者の発表 | 令和３年１２月中旬～下旬 |

　(3)　受験者に対する合格・不合格の電話による確認対応には応じません。

　(4)　最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から任命権者によって採用が決定されます。

　(5)　合格者は採用予定者数より多く決定されますので、合格したからといって、必ずしも採用となるものではありません。（※再任用職員との関係で変動する場合があります。）

　(6)　合格者のうち、卒業見込み及び資格取得見込みの者で、令和４年３月３１日までに卒業又は資格取得ができない者は採用される資格を失います。

**9 その他**

(1)　試験申込書等の応募書類は、返却しません。

　(2)　試験申込書等に記載されている個人情報は、「職員採用候補者選定試験」以外には一切用いません。

　(3)　島外の方で採用となった場合における住宅は本人対応となります。

**10 待遇につて**

（1）初任給については、村の関係例規に定めるところによる。

（2）その他市町村職員共済組合、退職手当、期末・勤勉手当、扶養手当等の制度があります。

**11 勤務時間・休憩等**

　 勤務時間は、原則として、午前８時３０分から午後５時１５分までで、月曜日から金曜日までの週休２日制です。ただし、保育所に勤務する職員等は、所属長の指定により勤務体制が異なる場合があります。

**12条件付採用について**

　地方公務員法第２２条第１項により、採用後６ヶ月間は条件付採用となります。その間その職務を良好な成績で遂行したときにはじめて正式な採用となります。

**13 試験に関する注意事項**

(1)　受験票は忘れずに持参してください。

　(2)　試験当日は、試験開始時刻の１５分前までに受付をすませ指定された席に着いてください。

　(3)　試験場ではすべて係員の指示に従ってください。

(4)　筆記用具（B又はHBの鉛筆・消しゴム等）は忘れずに持参してください。

(5)　受験票は、試験時間中必ず机の上に置いてください。

(6)　机の上には、こちらから配布したもの、筆記用具及び時計以外は置かないでください。

(7)　退場する際に、試験問題集、解答用紙等はすべて回収しますので持って出ないでください。

(8)　試験中は、携帯電話等の電子通信機器の使用は禁止します。

(9)　試験場内は禁煙です。

|  |
| --- |
| **《暴風雨時の対応》**  試験当日、受験地において台風が来襲し暴風警報が発令された場合において、試験実施については後日連絡いたします。  また、台風の状況によっては交通等の事情により事前に延期を判断することもあります。  　試験の実施に関することについては、下記にお問い合わせ下さい。  多良間村総務課　人事・給与係　℡0980-79-2011 |

参　考

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、

又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　　成年被後見人又は被保佐人

２　　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

　　なくなるまでの者

３　　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経

　　過しない者

４　　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに

　　規定する罪を犯し刑に処せられた者

５　　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者